

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 4月 16日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市中央区内淡路町1丁目1-8	
氏名 株式会社 金山工務店	
代表取締役 平井 隆一	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6942-9025	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 金山工務店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区内淡路町1丁目1-8
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高122億円
③従業員数	155名（令和5年3月現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	3,633.50 t	12.25 t
	（これまでに実施した取組） ・梱包材の簡素化（新築系混合廃棄物）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	3,270.15 t	11.02 t
	（今後実施する予定の取組） ・梱包材の簡素化（新築系混合廃棄物）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・解体工事では、がれき類・木屑・鉄くずは分別する。 ・新築工事では、梱包材の簡素化を図り、廃石膏ボードの分別に取り組む。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・解体工事では、がれき類・木屑・鉄くずは分別する。 ・新築工事では、梱包材の簡素化を図り、廃石膏ボードの分別に取り組む。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード
1.38 t	40.92 t	1.0 t	48.00 t

②計画

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード
1.24 t	36.82 t	0.9 t	43.20 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

そのほかれき類	コンクリート片	建設混合廃棄物(管理型)	
225.7 t	1,819.82 t	495.69 t	t

②計画

そのほかれき類	コンクリート片	建設混合廃棄物(管理型)	
203.13 t	1,637.83 t	446.12 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	3,633.50 t	12.25 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	12.25 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストを導入している業者に委託する。 ・処分業者の優良認定業者の割合を増やす。 ・分別をし、混合廃棄物の割合を減らす。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード
1.38 t	40.92 t	1.00 t	48.00 t
t	t	t	t
1.38 t	40.92 t	1.00 t	48.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	コンクリート片	建設混合廃棄物(管理型)	
225.7 t	1,819.82 t	495.69 t	t
t	t	t	t
225.7 t	1,819.82 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面－1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	3,270.15 t	11.02 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	11.02 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・電子マニフェストを導入している業者に委託する。 ・処分業者の優良認定業者の割合を増やす。 ・分別項目を増やし、混合廃棄物の割合を減らす。		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード
1.24 t	36.82 t	0.9 t	43.20 t
t	t	t	t
1.24 t	36.82 t	0.9 t	43.20 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

その他がれき類	コンクリート片	建設混合廃棄物(管理型	
203.13 t	1,637.83 t	446.12 t	t
t	t	t	t
203.13 t	1,637.83 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理工程
汚泥	中間処理業者に委託して固化、破碎処理をし改良土として再資源化、あるいは埋立処分
廃プラスチック類	中間処理業者に委託して、破碎、選別処理をし再資源化あるいは埋立処分、または中間処理業者に委託し、減容固化処理して固形燃料として再資源化
紙くず	中間処理業者に委託して、破碎、選別処理をし再資源化
木くず	中間処理業者に委託して破碎処理し、パーティクルボードあるいは燃料チップ等として再資源化
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	中間処理業者に委託して選別、破碎し、セメント原料、吸水材等として再資源化
廃石膏ボード	中間処理業者に委託して選別、破碎し、セメント原料、吸水材等として再資源化
コンクリート片	中間処理業者に委託して選別、破碎後、再生路盤材、再生骨材等として再資源化
がれき類	中間処理業者に委託して選別、破碎後、再生路盤材、再生骨材等として再資源化
建設混合廃棄物（安定型）	中間処理業者に委託して破碎・選別処理をし再資源化または埋立処分
建設混合廃棄物（管理型）	中間処理業者に委託して破碎・選別処理をし再資源化または埋立処分

別添2 管理体制図

管理体制図

